

件名	愛媛県県立学校設置条例の一部を改正する条例
主管課	高校教育課
根拠法令等	
<p>【制定（改正）の概要】※「制定」と「改正」不要な方を削除する。</p> <p>1 改正理由 小田高等学校及び三瓶高等学校を廃止し分校とするため、愛媛県県立学校設置条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>2 改正内容 別表1から、学校名「小田高等学校」及びその位置「喜多郡内子町」、学校名「三瓶高等学校」及びその位置「西予市」を削除するもの</p>	
施行日	令和2年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	